

## 熊谷市広告掲載要綱

(平成 18 年 12 月 7 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告掲載のための広告媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第 2 条 市資産への広告掲載は、新たな財源を確保することにより、市の財政基盤を強化するとともに市民サービスの向上に充てることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(市有財産の適正な利用)

第 4 条 市有財産を広告媒体として利用する者（以下「広告主」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、熊谷市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 65 号）、熊谷市財産規則（平成 17 年規則第 69 号）その他関連法令等の定めるところにより、適正に利用しなければならない。

(広告掲載の基準)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載又は掲出をしない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載又は掲出をする広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載又は掲出をすることができる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の募集等)

第6条 市長は、広告掲載の募集をするときは、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告媒体の規格及び数量並びに広告掲載の期間
- (3) 広告掲載の範囲及び基準
- (4) 募集の時期及び方法
- (5) 広告掲載に係る料金
- (6) その他市長が定める事項

2 前項第2号の掲載期間は、3年を超えない範囲内で定めるものとする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (6) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第8条 広告募集の実施及び広告掲載の可否を審査するため、熊谷市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、熊谷市経営戦略会議規程（平成19年訓令第52号）第3条に規定する熊谷市経営戦略会議の委員をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総合政策部長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、広告募集を新規に実施する場合及び広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、広告媒体を所管する課長等関係者に対し、出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。